

福岡市公報

平成18年 4月17日 第5348号(別冊3)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局総務部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

一 目 次	次 一	ページ
○マンションの建替組合の設立認可(第143号)		1
○施行マンションの名称等を表示する図書の縦覧(第144号)		2

公 告

福岡市公告第143号

マンションの建替えの円滑化等に関する法律第9条第1項の規定に基づき、マンション建替組合の設立の認可をしたので、同法第14条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年 4月17日

福岡市長 山 崎 広 太 郎

- 1 組合の名称
下高宮住宅マンション建替組合
- 2 施行マンションの名称及びその敷地の区域
 - (1) 名称
下高宮住宅1号棟・2号棟
 - (2) 敷地の区域
福岡市南区高宮二丁目125番1
- 3 施行再建マンションの敷地の区域
福岡市南区高宮二丁目125番1
- 4 事業施行期間
平成18年4月から平成20年6月まで
- 5 事務所の所在地
福岡市博多区上呉服町10番1号
三井不動産株式会社 九州支店事務所内
- 6 設立認可の年月日
平成18年 4月17日
- 7 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

8 公告の方法

組合の公告は、施行マンションの敷地の区域内に掲示して行うものとし、特に必要があるときは官報又は福岡市公報に掲載して行う。

9 権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成18年5月18日

福岡市公告第144号

マンションの建替えの円滑化等に関する法律第14条第3項の規定に基づき下高宮住宅マンション建替組合の施行マンションの名称等を表示する図書を公衆の縦覧に供するので、マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令第2条の規定により次のように公告する。

平成18年4月17日

福岡市長 山 崎 広 太 郎

1 縦覧場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（建築局総務部住宅政策課）

2 縦覧時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

